

## 令和3年度「歯科医院での歯科健診」への補助金支給について

令和3年度保健事業においても「歯科医院での歯科健診」（以下「医院健診」という。）に補助金を支給いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

誤って保険証による通常の保健診療として、歯科健診を受けるケースが頻発しています。ご注意ください。

「保険診療」とは、健康保険の適用対象となる診察や治療をさすことから、そう呼ばれています。患者は受付で健康保険証を提示し、かかった医療費の3割を自己負担します。（残る7割は健保組合が負担します。）

「歯科医院での歯科健診」や「婦人科検診」で健保組合の補助をうけるには、医療機関の受付で「診察や治療ではなく、健診を受けたい。保険証は使わず、健診費用全額を自己負担する」旨お伝えください。

補助対象は健診部分に限られます。「保険診療」を受けない旨が正しく伝わらないと、誤って3割自己負担による「保険診療」として取り扱われることがあります。

支払いの際、「保険負担」「保険外負担」または「保険分」「私費分・その他」などと区分表記されている領収証で「保険診療外」であることをご確認ください。

### 記

1. 対象健診 任意の歯科医院での歯科健診 （保険証による保険診療は対象外）
2. 対象者 被保険者および30歳以上の被扶養者
3. 対象期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの受診
4. 請求期限 令和4年4月20日（健保組合必着）
5. 補助金額  
上限3,500円（税込）（健診料金が3,500円未満の場合はその金額）  
補助金の支給は年度内1回限りです。
6. 健診受診方法  
歯科医院様に「歯科健診補助金申請書」（近鉄ホームページからダウンロード）所定欄のご記入をうけたうえで、健診料金を一旦お支払いください。
7. 補助金請求方法
  - 1) 「Pep Up（ペップアップ）」によるweb申請  
健康ポータルサイト「Pep Up」において「各種申請」の所定画面に必要事項を入力し、歯科健診補助金申請書の「《歯科医院様ご記入欄》」と領収書のそれぞれの画像を添付してweb申請してください。
  - 2) 「歯科健診補助金申請書」による申請  
申請書に必要事項を記入のうえ、領収書を添付して健保組合にご提出ください。
8. 「医院健診」「事業所派遣の健診」について（ご参考）  
当該「医院健診」とは別に、一部の事業所においては定期健康診断と同時に「事業所派遣の歯科健診」（以下「事業所健診」という。）を実施します。

(実施する事業所、日程などは都度、お知らせします。)

「医院健診」は主に、事情により「事業所健診」を受診できない、または受診できなかった被保険者、および30歳以上の被扶養者のためにご用意しています。

#### 9. 補助金の支給と返還

健保組合での手続き後、事業所を通じて被保険者の給与口座に振り込みます。

「医院健診」「事業所健診」の健診費用はともに全額健保負担のため、「医院健診」と「事業所健診」を重複受診した場合、受診日の先後を問わず、支給した「医院健診」の補助金は健保組合へ返還していただきます。